

平成 29 年度 第 12 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 3 月 23 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 12 名 欠席委員 2 名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別		
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出		
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出		
	3	岡添 蔦代	欠	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	欠	11	尾崎 春夫	出		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出		
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	6	西口 孝		7	太田 憲男			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		尾崎 光由		推進委員		高平 幸和	
	推進委員		澤近 英治					
	事務局長		吉村 克己					
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第6号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について							

平成 29 年度第 12 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 12 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、6 番、西口 孝委員と 7 番、太田 憲男委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。</p> <p>受付番号 28 番、御荘菊川 1884 番外 10 筆でございます。地目・面積は田・2,878 m²、畑・1669.81 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 146.5a でございます。</p> <p>受付番号 29 番、御荘菊川 3210 番外 1 筆でございます。地目・面積は畑・2,259 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 270.4a でございます。</p> <p>受付番号 30 番、城辺甲 4322 番 1 でございます。地目・面積は田・74 m²、で 3 条無償移転でございます。経営面積は 49.5a でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。28 番お願い致します。</p>

委員	譲渡人と譲受人は親子関係です。耕作している父親名義の田畑を長男名義に変更するものです。場所につきましては、二つの地区に点在をしております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、28番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に29番お願い致します。
事務局	譲渡人が柑橘を栽培している甥に有償移転するものです。国道から少し離れた〇〇地区にあります。現在耕作をしている畑でございます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、29番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に30番は畑田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。
委員	(畑田委員退室)
議長(会長)	30番お願い致します。
委員	無償の所有権移転になります。譲渡人の近くに昔〇〇さんがいて、現在は

	<p>亡くなられて、家は更地になっています。〇〇さんのご親戚の譲受人に無償移転です。地図ですが、今現在と違って、道路が走っておるのですが、実際には、道路沿いの残った74㎡の土地になります。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、30番ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
委員	<p>(畑田委員入室)</p>
議長(会長)	<p>次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号8番、久良1041番、地目・面積は畑・354㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。8番お願ひ致します。</p>
委員	<p>この土地は、申請人が昭和45年にすでに、居宅を建てておられる。現況は畑のままですが、何年も申請が遅れたという状態です。ここで改めて、農地か</p>

	<p>ら宅地への申請が出ています。それにつきましては、ご本人からの書類も出ています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>まず初めに、受付番号19番と20番は、農地以外の土地も合わせて一体的に利用されます関係上、個別の説明の前に位置関係をご説明いたします。受付番号19番の図面資料をご覧ください。最初に広域図、めくっていただきまして、地積図、設備配置図の次、左上に「土地利用測量図 1/500」と書いてある図面をご覧ください。図面上ではA、B、C、D、Eと5つに分かれていますが、登記上は3筆です。今回、申請にあたりまして分筆登記はしていませんが、ご覧の資料のとおり測量を行って利用範囲を設定しております。内訳は、図面の右下に書いておりますが、AとB合わせて1筆で、増田 3576 番、地目は山林で、面積は 1,623 m²です。そしてCとD合わせて1筆で、増田 3578 番1、地目は畑で、面積は 1,145 m²です。Eはそのまま1筆で、増田 3583 番、地目は畑で、面積は 730 m²です。</p> <p>このうち、受付番号19番はBとCの部分を利用します。Bにつきましては、地目は山林で農地台帳にも登録されておきませんので、転用申請は不要ですが、Cと一体利用するため、資料に記載しております。</p> <p>同様に、受付番号20番にも土地利用測量図をつけておりますので、そちらもご覧ください。</p> <p>今度は、DとEの部分を中心にしております。最初に申しましたとおり、CとDは</p>

	<p>登記上1筆ですが、これをCとDに分けて、Cは受付番号 19 番に、Dは受付番号 20 番にそれぞれ利用します。</p> <p>それでは、受付番号ごとに説明をいたします。</p> <p>受付番号 19 番、増田 3578 番 1、地目・面積は畑・1,145 m²のうち転用面積は 317 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 20 番、増田 3578 番 1、地目・面積は畑・1,145 m²のうち転用面積は 827 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 21 番、城辺甲 4265 番 1、地目・面積は田・312 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、19・20 番、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>別々の会社か？</p>
事務局	<p>はい。別の会社です。住所は一緒なのですが、それぞれ法人の登記の資料もつけております。</p>
委員	<p>別々にせなんだら問題があるんじゃないかなあ。</p>
事務局	<p>先に環境衛生課の方に申請が上がっておりまして。環境衛生課の方で不都合はないという確認はしております。農業委員会にはこの二つの会社としてあがってきております。環境衛生課で不都合はないということをもとに審査をよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>担当委員が休みで、私が地元ですので、若干補足をさせてもらえたら、と思</p>

	<p>います。場所は、国道沿いの〇〇の右のあたりです。航空写真の下の方に見える家は、譲渡人の息子夫婦・娘夫婦なので、反射は我慢するだろうと思います。もう一人の譲渡人は、住所が横浜になっております。今回の申請地の道路を挟んで右側が、この前に申請があった水田を太陽光発電設備にするとこです。緑になっている所は、何十年も非農地化していて、非農地証明が取れるような農地です。譲渡人は体が十分でなくて農業ができないような状態です。息子さんがおられるのですが、お勤めをしているので、太陽光をすることになりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に 21 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲渡人から長男ご夫婦に、現在所有の田を転用して、住宅、駐車場に約 100 坪貸すと。現在、ご本人が持つておられる田んぼの三角の一番隅っこにあたる部分です。残りを田として使用するには、特に問題ないと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明</p>

させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 8 番、上大道 315 番、地目・面積は畑・1,751 m²でございます。場所は、広域農道から〇〇方面へ 50mほど進んだあたりになります。対象地の調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいと、周囲も山林に囲まれており、対象地も椿の植栽が見られましたが、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま

す。受付番号 9 番、広見 319 番、地目・面積は畑・1,850 m²でございます。場所は、広域農道から〇〇浄水場方面へ進み、浄水場を過ぎて 50mほど進んだあたりになります。対象地の調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいと、周囲も山林に囲まれており、対象地も雑木等が生えている状態となっているため、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま

す。受付番号 10 番、御荘平城 4386 番 1、地目・面積は畑・170 m²でございます。場所は、国道から日土峠方面へ 300mほど進んだあたりになります。対象地の調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいと、対象地は雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま

す。以上 3 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員	10 番ですが、2 車線のいい道路が走っているが、どこら辺りか。
事務局	倉庫があり〇〇に向いて 300m程です。峠の手前です。
議長(会長)	他にありませんか。他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 114 番は再設定で、満倉 2160 番外 4 筆、地目・面積は田・3,773 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 115 番は再設定で、満倉 2472 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・801 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 116 番は再設定で、増田 2249 番外 3 筆、地目・面積は田・2,688 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 117 番は再設定で、増田 2248 番、地目・面積は田・937 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 118 番は再設定で、増田 2137 番外 1 筆、地目・面積は田・1,579 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 119 番は再設定で、増田 1842 番外 1 筆、地目・面積は田・775 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 120 番は再設定で、中川 2199 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,874 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 121 番は再設定で、小山 1865 番外 3 筆、地目・面積は田・2,662 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 122 番は新規で、正木 589 番外 1 筆、地目・面積は田・1,671 m² 畑・1,492 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p>

受付番号 123 番は新規で、御荘長月 913 番 4、地目・面積は田・599 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 124 番は新規で、御荘長月 915 番 1、地目・面積は田・1,307 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 125 番は新規で、御荘長月 916 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,218 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 126 番は新規で、御荘長月 953 番外 1 筆、地目・面積は田・3,488 m²、賃貸借で生産物は飼料用米・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 127 番は新規で、御荘長月 955 番、地目・面積は田・5,416 m²、賃貸借で生産物は飼料用米、期間は 10 年でございます。

受付番号 128 番は新規で、御荘長月 970 番、地目・面積は田・1,321 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 129 番は新規で、御荘長月 939 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・1,512 m²、賃貸借で生産物は飼料用米、期間は 5 年でございます。

受付番号 130 番は新規で、御荘長月 917 番 1 外 6 筆、地目・面積は田・5,721 m²、賃貸借で生産物は水稲・飼料用米、期間は 5 年でございます。

受付番号 131 番は新規で、御荘長月 267 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・9,793 m²、賃貸借で生産物は水稲・飼料用米、期間は 10 年でございます。

受付番号 132 番は新規で、緑乙 171 番、地目・面積は田・337 m²、賃貸借で生産物は飼料用米、期間は 10 年でございます。

受付番号 133 番は新規で、御荘長月 898 番 1、地目・面積は田・493 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 134 番は新規で、緑乙 173 番、地目・面積は田・729 m²、賃貸借で生産物は飼料用米、期間は 10 年でございます。

受付番号 135 番は新規で、御荘長月 843 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・3,924 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 136 番は新規で、御荘長月 892 番 1、地目・面積は田・1,115 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 137 番は新規で、御荘菊川 1773 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・1,434 m²、畑・1,987 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年 10 か月でございます。

受付番号 138 番は新規で、御荘和口 1204 番、地目・面積は田・695 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 139 番は再設定で、緑乙 3175 番 1 外 10 筆、地目・面積は田・3,148.8 m²、畑・33 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

	<p>以上 26 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。 次に議案第 6 号、愛南町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、愛南町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の策定について、をご説明いたします。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>議案第 6 号、愛南町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について。提案の理由は、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、愛南町農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進」活動の具体的な目標と推進方法を定めるため、であります。</p> <p>本案につきましては、先月の検討会の際にいただきましたご意見をもとに、見直しをいたしております。なお、検討会の際に全文の説明をいたしましたので、見直しの部分のみご説明をいたします。</p> <p>指針の 2 ページをご覧ください。</p> <p>遊休農地の解消目標の表ですが、前回の検討会の数値は平成 32 年 3 月の目標を、遊休農地面積が 2ha、遊休農地の割合を 0.14% に、また平成 35 年 3 月の目標を、遊休農地面積、遊休農地の割合ともゼロにしておりましたが、ご覧のとおり平成 32 年 3 月の目標を、遊休農地面積が 3ha、遊休農地の割合を 0.22% に、また平成 35 年 3 月の目標を、遊休農地面積 2ha、遊休農地の割合を 0.14% に見直ししております。</p> <p>次に、3 ページをご覧ください。</p> <p>2. 担い手への農地利用集積目標の表ですが、前回の検討会の数値は平成 32 年 3 月の目標を、集積面積が 698ha、集積率を 50.04% に、また平成</p>

	<p>35年3月の目標を、集積面積が1,112ha、集積率を80.00%にしておりますが、ご覧のとおり平成32年3月の目標を、集積面積が496ha、集積率を35.56%に、また平成35年3月の目標を、集積面積が695ha、集積率を50.00%に見直ししております。</p> <p>見直しは以上ですが、この目標を達成するために、事務局の方でも農林課や農業支援センター等と更なる連携を進め、人・農地プランの見直しに積極的に参画して、地域の担い手と話し合い、地域の農地利用の方向性を協議していくとともに、必要があれば集落営農組織の立ち上げ等も検討していきたいと考えております。各委員さん方にも、地元で人・農地プランの見直し等、農地利用に関わる話し合いが行われる際には、積極的なご参加をお願いいたします。また、のちほどお知らせをいたしますが、「農地利用最適化推進1・1・1運動」により、各委員さん方には1年間で1人1筆以上の農地利用の調整活動を推進していただきたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 河野 仁

議事録署名人

西口 孝

議事録署名人

太田 憲男